

## 工事監督支援補助業務における条件付一般競争入札試行要領

### (趣旨等)

- 第1 この要領は、公益社団法人宮城県建設センター（以下「建設センター」という。）が執行する工事監督支援補助業務の委託に関し、一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）の試行に関する必要な事項を定めるものとする。
- 2 条件付一般競争入札は、入札書提出後に、建設センターの「工事監督支援補助業務総合評価落札方式実施要領」に基づき、総合評価点の最も高い者から順に入札参加資格要件の審査を行い、適格の場合に落札決定する入札後審査方式条件付一般競争入札により行うものとする。
- 3 条件付一般競争入札は、書面による入札書を提出する入札によって行うものとする。

### (対象業務)

- 第2 条件付一般競争入札により委託契約を締結することができる工事監督支援補助業務は、設計額が500万円以上の業務の中から、建設センター業務委託指名委員会（以下「業務委員会」という。）において決定するものとする。

### (入札参加資格)

- 第3 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項は、次のとおりとする。

#### 単体企業

- (1) 入札参加者は、次に掲げる者であってはならない。
- イ 宮城県の建設関連業務競争入札参加資格承認を受けていない者
  - ロ 開札日において、宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中の者
  - ハ 開札日において、宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当する者
  - ニ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者（更生又は再生手続開始決定がなされた場合を除く。）
  - ホ 開札日において、銀行取引停止となっている者
- (2) 入札参加者は、宮城県の建設関連業務競争入札に係る入札参加指名基準（平成14年宮城県告示第370号）第4条第2項、第3項、及び第4項の規定に基づく指名の基準を満たしていること。
- 2 業務共同体

前項に掲げる条件を満たしている者により構成され、「建設センターにおける復旧・復興

のための業務共同体の運用基準」に基づく業務共同体であって、当該業務に係る業務共同体として、建設センターの入札参加の資格認定を受けたものであること。

### 3 入札参加者間の公平性に関する要件

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

#### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は更正手続が存続中の会社である場合は除く。

イ 親会社と子会社の関係にある場合

ロ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更正会社又は更正手続が存続中の会社である場合は除く。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ロ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

#### (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

### 4 入札参加者の中立性に関する要件

(1) 本業務の履行期間中に本業務に関連する発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

(2) 発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。

(3) 資本面・人事面で関係があるとは、次のイ又はロに該当するものをいう。

イ 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合

ロ 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合

5 次に掲げる入札参加条件は、業務を所管する課長（以下「業務所管課長」という。）が作成した条件設定調書を業務委員会に内申し、審議の上、決定するものとする。

(1) 入札参加者の事業所の所在地

(2) 入札参加者の登録業種、等級

(3) 入札参加者の当該業務と同種の業務を実施した実績

(4) 配置技術者の資格

(5) 配置技術者の当該業務と同等の業務を実施した実績

## (6) その他

### (入札公告等)

第4 条件付一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札公告で定める入札書提出期限の前日から起算して少なくとも10日前に次の各号に掲げる事項を、建設センターの掲示板等で公告し、入札参加希望者が閲覧できるようにするものとする。この場合、原則として入札公告等の写しは配布しない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札担当部署
- (4) 入札手続等
- (5) 入札日程
- (6) 総合評価技術資料の記載内容を証明する資料の提出
- (7) 総合評価項目及び落札者決定基準
- (8) 総合評価に必要な提出書類
- (9) 入札方法等
- (10) 落札者の決定方法
- (11) 評価内容の履行の確保
- (12) 契約保証金
- (13) 契約書作成の要否
- (14) 入札保証金
- (15) 前各号のほか必要な事項

### (仕様書等の閲覧)

第5 仕様書等は、業務所管課長が3部（閲覧・貸出用）用意し、総務課において閲覧に供するもののほか、その他の方法により行うこととする。

### （質問の受付・回答）

第6 質問の受付期間は、入札公告日から入札書提出期限の前日までの間で6日間程度とし、所定の様式により総務課で受け付けるものとする。

2 質問への回答は、質問受付期間後の回答作成期間を確保した上で入札書提出期限の前日までの3日間程度の期間を設定し、回答書を建設センター掲示板への掲示、その他の方法により行うものとする。

### (入札書等)

第7 入札書及び総合評価技術資料の提出は、封筒に入れ封かんの上、入札者の名称、

入札に係る業務番号及び業務名を表記し、入札公告で指定する日時及び場所に提出するものとする。

(入札の無効)

- 第8 次の各号のいずれかに該当する入札は、原則として無効とする。
- (1) 業務名等の錯誤のある入札
  - (2) 入札書と当該入札書を同封した封筒に記載された業務名等が異なる入札
  - (3) 入札書に金額の記載のない入札
  - (4) 総合評価技術資料の提出がない入札
  - (5) 入札公告に規定する入札参加資格等を有しない者のした入札
  - (6) 宮城県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第101条の5のいずれかに該当する入札
  - (7) 落札候補者が、開札日以降落札決定までの間に入札公告のいずれかの要件を満たさなくなった入札

(入札書等の提出日時等)

- 第9 入札書及び総合評価技術資料の提出は、入札公告で指定する日時及び場所とする。指定する日時を過ぎての提出は、如何なる事由があっても受理しないものとする。  
2 提出した入札書及び総合評価技術資料の訂正及び差し替え並びに再提出は認めない。

(入札調書の作成)

- 第10 入札担当者は、入札執行者の許可を得て、提出された入札参加申請書を基に、入札調書を作成するものとする。

(開札)

- 第11 開札は公開とし、入札公告で指定する日時及び場所で、入札執行者が入札担当者及び所管担当課長の立会いのうえ、開札するものとする。  
2 入札執行者は、開札後、最低価格提示者から上位5者の価格までの入札金額及び業者名を公表のうえ、入札を保留し、総合評価点の最も高い者から順次資格審査を行い、後日落札決定する旨を宣言するものとする。

(入札参加資格の審査)

- 第12 入札執行者は、入札担当者及び所管担当課長の立会いのうえ、入札公告等に示した入札参加条件等について確認及び審査を行うものとする。  
2 入札執行者は、入札参加資格の審査に疑義が生じた場合は、業務委員会に諮るものとする。

(総合評価技術資料の記載内容を証明する資料の提出)

第13 入札執行者は、第11の2項の規定により入札を保留し、総合評価を行い、落札候補者を決定したときは、速やかに落札候補者に連絡し、入札公告に基づき次に掲げる記載内容を証明する資料の提出を求めるものとする。落札候補者は、記載内容を証明する資料の提出を指示された日から起算して、原則として2日以内（土曜日、日曜日及び休日等を除く）に提出しなければならないものとする。

- (1) 入札参加者の同種業務実績に係る契約書又は業務カルテの写し
- (2) 配置技術者の同種業務実績に係る契約書又は業務カルテの写し
- (3) 配置技術者の資格者証の写し
- (4) その他入札執行者が確認のため必要と認めた資料

2 落札候補者が前項の規定に基づく期限内に指示された資料を提出しないとき、又は確認のために入札執行者が行う指示に応じない時は、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

(落札者の決定)

第14 入札執行者は、「工事監督支援補助業務総合評価落札方式実施要領」第8及び第9に基づき、業務委員会の審査・確認の上で、落札者を決定するのもとする。

(入札結果の公表)

第15 入札結果は、「工事監督支援補助業務総合評価落札方式実施要領」第16に基づき公表するものとする。

(談合情報があった場合の対応)

第16 談合情報等があった場合は、原則として宮城県の談合情報対応マニュアル（平成9年7月1日施行）に準じて対応する。

(書類の作成費用)

第17 入札参加者が入札書等の作成及び資料の入手に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

附 則

この要領は、平成25年6月21日から施行する。